

京都市告示第349号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年9月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
嵯峨経126号 線	右京区嵯峨大沢柳井手町20番地の1地先 から	旧	メートル 44.60	メートル 0.90 ~ 2.00
	同町18番地の1地先まで	新	44.60	1.60 ~ 8.50

(建設局土木管理部道路明示課)